

松阪市脱炭素化住宅等促進補助金交付要綱

令和5年4月1日告示第217号

改正

令和6年 3月29日告示第117号

令和6年10月31日告示第309号

令和7年 3月31日告示第125号

令和7年11月28日告示第340号

松阪市脱炭素化住宅等促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 松阪市脱炭素化住宅等促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）（以下「規則」という。）に基づくもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、高度な省エネ性能等を有する住宅を購入し、又はエネルギーの有効利用が可能な設備を住宅に設置した者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、家庭における温室効果ガスの排出抑制を図り、もって脱炭素社会の実現及び災害時のレジリエンスの強化に寄与することを目的とする。

(補助対象設備)

第3条 この補助金の交付対象となる住宅及び設備（以下「設備等」という。）は、次に掲げるものとし、別表第1に定める要件を満たすもののうち、未使用のものとする。

- (1) ライフサイクル・カーボン・マイナス住宅（以下「LCCM住宅」という。）
 - (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）
 - (3) 家庭用蓄電池
 - (4) V2H充放電設備（以下「V2H」という。）
 - (5) 家庭用燃料電池
 - (6) 太陽光発電システム
 - (7) 断熱窓
 - (8) 宅配ボックス
- 2 前項第3号から第5号までに掲げる設備は、同項第6号に掲げる設備が既に設置されている場合又は同時に設置する場合に限り補助金の交付対象とする。
- 3 第1項に規定する設備等は、専ら居住の用に供する一戸建て住宅（以下「専用住宅」という。）又は専用住宅に設置するものに限るものとし、店舗、事務所等と併用する住宅及び当該住宅に設置するものは補助金の交付対象としないものとする。ただし、同項第7号に規定する設備は、建築から1年以上経過した専用住宅に設置するものに限り交付対象とするものとし、この場合、共同住宅に設置するものについても交付対象とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、設備等を備えた市内の住宅を新築又は購入（以下「購入等」という。）し、その住宅に自らが居

住している者又は自らが居住している市内の住宅に設備等を新たに設置した者であって、次のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 第6条第1項の規定による交付申請を行う日において市内に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により松阪市が備える住民基本台帳に記録されている者をいう。）
- (2) 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯を構成する者が、松阪市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- (3) 松阪市暴力団排除条例（平成23年松阪市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない者
- (4) 前条第1項に掲げる同一の設備等を対象として、過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる同一の設備等を対象として、過去に松阪市太陽光発電設備等設置費補助金の交付を受けていないこと。

2 前項に規定する住宅は、賃貸住宅でないものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、複数の異なる設備等を導入する場合は、それぞれの補助金の額を合算するものとする。

2 前項の規定に関わらず、LCCM住宅にあっては第3条第1項第8号に規定するものを除く他の設備等と合算することはできないものとし、ZEHにあっては第3条第1項第1号及び第6号に規定するものと合算することができないものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松阪市脱炭素化住宅等促進補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、次項に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) LCCM住宅及びZEH
 - ア 当該住宅に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し
 - イ LCCM住宅認定書若しくはBELS評価書又はこれらと同等の評価を受けたことを示す書類の写し
 - ウ 当該住宅の全景写真
 - エ 当該住宅の引渡しを受けた日が確認できる書類の写し
 - オ 当該住宅の購入等に係る費用の支払いが確認できる書類の写し
 - カ 環境価値の譲渡に係る同意書
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (2) 家庭用蓄電池、V2H及び家庭用燃料電池
 - ア 当該設備の設置に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し
 - イ アに掲げる売買契約書又は工事請負契約書に当該設備の明細等の記載がない場合にあっては、補助対象設備設置証明書（様式第2号）
 - ウ 当該設備に係る設置状況写真

- エ 当該設備に係る保証書の写し
- オ 当該設備を備え付けた住宅の購入等の場合にあっては、当該住宅の引渡しを受けた日が確認できる書類の写し
- カ 太陽光発電システムの設置事実が確認できる書類の写し
- キ 当該設備の購入又は設置に係る費用の支払いが確認できる書類の写し
- ク 家庭用蓄電池及び家庭用燃料電池にあっては、環境価値の譲渡に係る同意書
- ケ その他市長が必要と認める書類

(3) 断熱窓

- ア 当該設備の設置に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し
- イ 当該設備が国の補助対象設備であることがわかる金入明細書又は補助対象設備設置証明書（断熱窓用）（様式第3号）
- ウ 国の補助金の交付を受ける場合にあっては、当該交付決定日がわかる書類の写し
- エ 当該設備に係る設置状況写真
- オ 当該設備の設置に係る費用の支払いが確認できる書類の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

(4) 宅配ボックス

- ア 当該設備の設置に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し
- イ 当該設備が国の補助対象設備であることがわかる金入明細書、型番等の詳細がわかる書類又は補助対象設備設置証明書（様式第2号）
- ウ 当該設備に係る設置状況写真
- エ 当該設備の設置に係る費用の支払いが確認できる書類の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出期日は、前項第1号及び第2号に係る申請のうち当該設備を備えた住宅の購入等に係る申請の場合は当該住宅の引渡しを受けた日から、同項第2号に係る申請のうち当該設備の購入に係る申請の場合は当該設備の保証書に記載された保証開始日から、同項第3号に係る申請の場合は当該設備の費用の支払いが完了した日又は当該設備に対する国との補助金の交付額が決定した日から、同項第4号に係る申請の場合は当該設備の費用の支払いが完了した日からそれぞれ起算して90日を経過する日までとする。ただし、同項第1号及び第2号に係る申請のうち複数の設備等の購入等に係る申請の場合は、いずれか遅い日から起算して90日を経過する日までとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、松阪市脱炭素化住宅等促進補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の不交付を決定したときは、その理由を付して松阪市脱炭素化住宅等促進補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行うに当たり、必要と認めるときは、申請のあった設備等の設置状況等について実地調査を行うことができる。

（補助金の請求）

第8条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、松阪市脱炭素化住宅等促進補助金請求書（様式第6号）（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から起算して45日以内に補助金を支払うものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となった設備等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付により取得した設備等について、補助金の交付決定の日から起算して次に掲げる耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（1） L C C M 住宅 10年間

（2） Z E H 6年間

（3） 家庭用蓄電池 6年間

（4） V2H 5年間

（5） 家庭用燃料電池 6年間

（6） 断熱窓 10年間

（7） 宅配ボックス 10年間

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるとときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 規則の規定に違反したとき。

（2） この要綱の規定に違反したとき。

（3） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を松阪市脱炭素化住宅等促進補助金交付決定取消通知書（様式第7号）によりその者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（実地調査等）

第12条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者又は補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、又は、実地での調査を行うことができる。

2 前項の場合において、申請者又は補助金の交付を受けた者は、報告及び実地調査に協力しなければならない。

(協力)

第13条 市長は、補助金を交付した者に対し、補助金の交付決定の日から3年経過後の最初の3月末日までの間、必要に応じて補助対象住宅のエネルギー使用量の提供その他の協力を求めることができる。

- 2 前項の規定により協力を求められた者は、やむを得ない場合を除き、協力するものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る関係書類を、補助金の交付決定の日から5年間保管しなければならない。

(台帳の整備等)

第15条 市長は、松阪市脱炭素化住宅等促進補助金交付台帳を備え、補助金の交付状況を明確にしておかなければならない。

(終期等)

第16条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り令和8年3月31日とする。

- 2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。
- 3 第2条に規定する目的が達成された場合は、第1項に規定する終期前であっても補助金の交付を終了するものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、設備等の引渡しを受けた日及び設備等の保証書に記載された保証開始日が令和5年4月1日以降のものについて適用する。

(申請書の提出期日に係る経過措置)

- 2 第6条第2項の規定による申請書の提出期日が令和6年3月30日以前となる場合に限り、当該提出期日を令和6年3月31日に読み替えるものとする。

附 則（令和6年 3月29日告示第117号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第7号に規定する設備にあっては、当該設備の設置に係る費用の支払いが令和6年4月1日以降のものについて適用する。

(申請書の提出期日に係る経過措置)

- 2 第3条第1項第7号に規定する設備の設置に係る申請にあっては、第6条第2項の規定による申請書の提出期日が令和7年3月31日以前となる場合に限り、当該提出期日を令和7年3月31日に読み替えるものとする。

附 則（令和6年10月31日告示第309号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年11月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(申請書の提出期日に係る経過措置)
 - 2 第3条第1項第8号に規定する設備の設置に係る申請にあっては、第6条第2項の規定による申請書の提出期日が令和7年3月31日以前となる場合に限り、当該提出期日を令和7年3月31日に読み替えるものとする。
- 附 則（令和7年 3月31日告示第125号）
この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 附 則（令和7年11月28日告示第340号）
この告示は、令和7年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

対象設備	要件
LCCM住宅	一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター（IBECs）から、LCCM住宅の認定を受け、認定のとおり施工された住宅
ZEH	一般社団法人住宅性能評価・表示協会による建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）において、一次エネルギー消費量基準がゼロエネ相当であり、強化外皮基準（UA値）が $0.6\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ 以下である評価・認証を受け、評価のとおり施工された住宅（Nearly ZEH及びZEH Orientedを除く）
家庭用蓄電池	一般社団法人環境共創イニシアチブにより国の補助対象機器として登録されている家庭用蓄電池
V2H	一般社団法人次世代自動車振興センターにより国の補助対象機器として登録されているV2H充放電設備
家庭用燃料電池	一般社団法人燃料電池普及促進協会により国の補助対象機器として登録されている家庭用燃料電池
太陽光発電システム	住宅の屋上等に設置された又は設置するもので、低圧配電線と連系した住宅用太陽光発電システム。ただし、増設に係る設備は含まないものとする。
断熱窓	先進的窓リノベ2025事業、子育てグリーン住宅支援事業、既存住宅の断熱リフォーム支援事業又は既築住宅のZEH改修実証支援事業において、補助対象機器として登録されている窓・ガラス・玄関ドアで、設置に係る工事費用等を含む。ただし、補助対象経費の合計が税込金

	額200,000円を上回るものに限る。なお、補助金申請に係る手数料等は補助対象経費に含めないものとし、玄関ドアは、窓又はガラスの設置と同時に設置する場合に限り、補助対象経費に含めるものとする。
宅配ボックス	子育てグリーン住宅支援事業において、補助対象機器として登録されている固定式家庭用宅配ボックス（設置工事をともなうものに限る。）で、設置に係る工事費用等を含む。ただし、補助対象経費の合計が税込金額80,000円を上回るものに限る。

別表第2（第5条関係）

住宅・設備の種類	補助金額
L C C M 住宅	1棟当たり200,000円
Z E H	1棟当たり100,000円
家庭用蓄電池	1申請当たり40,000円
V2H	1申請当たり40,000円
家庭用燃料電池	1申請当たり40,000円
太陽光発電システムと同時に家庭用蓄電池、V2H 又は家庭用燃料電池を設置する場合	1申請当たり20,000円を加算
断熱窓	窓・ガラス等の設置に係る費用（税込）から国等の補助金を差し引いた額の2分の1の額（千円未満切捨）とする。ただし、補助金額の上限は40,000円とする。
宅配ボックス	1世帯につき1回限り1個まで20,000円